

● 日当・宿泊料の改訂について

<旅費支給要領の改正概要>

国内宿泊料・日当

(単位:円)

区分	宿泊料	日当
教職員等	11,400	2,400
学生	8,200	1,700

⇒

区分	宿泊料	日当
役員・副学 長・指定職・ 部局長	14,000	3,000
教授・ 准教授・部長	13,000	2,500
その他教職 員	11,400	2,400
学生	8,500	1,700

外国宿泊料・日当

区分	欧米・中近東		その他	
	宿泊料	日当	宿泊料	日当
教職員等	19,100	6,200	13,200	4,300
学生	14,700	4,800	10,200	3,400

⇒

区分	欧米・中近東		その他	
	宿泊料	日当	宿泊料	日当
役員・副学 長・指定職・ 部局長	25,000	8,000	17,000	5,000
教授・ 准教授・部長	22,000	7,000	15,000	5,000
その他教職 員	19,300	6,200	13,200	4,300
学生	16,000	5,000	10,200	3,500

対象の旅費

令和元年10月1日以降の旅行について適用

<旅費システムの対応時期等>

改訂にかかる自動計算機能（出張者ごとの職名区分データに対応）のシステム改修を9月中旬以降に行う予定です。改修の完了は別途旅費システム内でお知らせいたします。

令和4年12月21日

各部局等の長 殿

理事 中谷和彦

外国旅費における宿泊料の改正等について(通知)

新型コロナウイルスの感染状況等にもよりますが、更なるグローバル化の推進により、今後、外国出張の機会が増えることが予想されます。

本学の外国旅費における宿泊料は、宿泊する地域区分ごとに定めた額を日本円で支給していますが、昨今の急激な円安や物価上昇の影響もあることから、本学の教育研究活動等に支障をきたすことのないよう、外国旅費における宿泊料の取扱いを下記のとおり変更します。

つきましては、貴所属の教職員に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、下記 2. 3. に係る宿泊料定額を超える場合の具体的な取扱いについては、ICHO 掲示板への掲載により教職員へ通知します。

記

1. 外国旅費における宿泊料の改正(令和5年1月1日以降)

区分		教職員等			学生
		役員・副学長・総長 参与・指定職・部局長	教授・准教授・ 部長	その他	
宿 泊 料	欧米及び中近東地域	28,000	25,000	23,000	23,000
	その他の地域	17,000	15,000	15,000	15,000

2. 宿泊料定額を超える場合は宿泊料定額の2倍を限度とした実費額を支給

業務の都合上または現地の事情等により、宿泊に要した費用が本学の定めた額を超えた場合は、予算責任者等の承認を得たうえで、本学の定めた額の2倍を限度に、現に支払った額を宿泊料として支給することができるものとする。その際、現に支払った額を証する書類の提出を必要とする。

3. 宿泊料定額の2倍を超える場合は予算責任者等が必要と認めた額を支給

用務上、予め宿泊施設の指定がある等やむを得ない事情により、宿泊に要した費用が本学の定めた額の2倍を超える場合は、予算責任者等が必要と認めた額を宿泊料として支給することができるものとする。その際、予算責任者等が必要と認めた根拠を示す書類等の提出を必要とする。